

裁判官法

第I編

総則

1条 目的

この法律は、裁判官が忠誠で、道徳心を持ち行動に規律があり、純真で正直、判決の審理において裁判官の義務に沿って倫理観、倫理を持って行動できるような保証することに狙いを定め、事件を迅速に、公明に、正しく、完全に、客観的に審理し、社会に秩序、正義、繁栄をもたらすことに貢献し、法律により政府を統制するために、裁判官の管理、活動、任命、等級、昇進、給料の等級、手当金、人事異動、モニタリング調査、評価ならびに解任に関する原則、規則と処置を規定するものである。

2条 裁判官

裁判官は国家を代表して判決を検討しそして事件の判決を出す者で、国民議会の常務委員会により任命される。

3条 用語の定義

この裁判官法の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

- ຜູ້ພິພາກສາຊັ້ນສີ່: 4級裁判官とは、適切な最高人民裁判所あるいは地方人民裁判所の裁判官である。
- ຜູ້ພິພາກສາຊັ້ນສາມ, ຊັ້ນສອງ, ຊັ້ນໜຶ່ງ: 3級裁判官、2級裁判官、1級裁判官とは地方人民裁判所の裁判官である。
- ສານປະຊາຊົນທ້ອງຖິ່ນ: 「地方人民裁判所」の意味とは、パーク高等人民裁判所¹、県人民裁判所、首都人民裁判所、ケート裁判所²のことである。

- ລະບົບສານປະຊາຊົນ: 「人民裁判所制度」とは、最高人民裁判所、地方人民裁判所ならびに軍裁判所の意味である。
- ຄະນະກຳມະການ: 「委員会」の意味とは、試験委員会、モニタリング調査委員会、業績評価委員会の意味である。
- ການໄຕ່ສວນ: 「尋問」とは、法廷で合議体によって事件の法的措置を進めるにおいてその出廷者に対する尋問の意味である。
- ຈັນຍາບັນ: 「倫理」とは、この法律文の中で規定されたように裁判官自身の職務倫理という意味である。
- ສະພາຜູ້ພິພາກສາ: 「裁判官会議」とは、最高人民裁判所指導委員会の意味であり、長官、複数の副長官、裁判部長ならびに一部の裁判官により構成される。
- ຄະນະປະທານ: 「委員」とは、地方人民裁判所の指導委員会を意味する、これは所長、複数の副所長、裁判部長ならびに一部の裁判官により構成される。
- ຄະນະປະທານສານທະຫານ: 「軍事裁判所委員」とは、最高軍裁判所の指導委員会を意味する、これは所長、副所長、刑事部長ならびに一部の裁判官により構成される。

4条 裁判官に対する政府の政策

政府は、裁判官の生活を向上させ、業務遂行貫徹を保証するために、法律の中で規定されているように、裁判官の保護、管理、調査、ならびに業務実施についての評価を行い、裁判官が政治思想、職業倫理、道徳倫理、知識向上、専門、外国語において発展できるように条件を整える、そして適切な援助政策を実施する。

5条 裁判官の管理における基本原則

裁判官管理には以下の基本原則が保証されなければならない。

- 憲法、法律ならびに政府の政策に正しく合致している。
- 管理級別、責任分担制、セクター間、中央と地方間での協調協力を基本とした全国における中央統一的な実施を行う。

¹ ラオスは北部地方、中部地方、南部地方というように分かれる、パークとはこの地方、地域の意味である。

² ケート裁判所は、いくつかの郡、特別区を合わせた地区（ケート）に設置される裁判所である。

裁判官法

3. 民主集中制、集団での検討と決定の原則、個人の責任原則、多数決議の原則、個人は組織に所属し、下部組織は上部組織に属する原則。
4. 定期的に質の高い、正当な、国の社会経済開発計画に合致した裁判官の育成と開発を実施する。
5. 公明正大、正義、公開、プロセスに沿って、ならびに検査可能であること。
6. 男女平等ならびにラオス女性すべての民族の発展を促進する原則に基礎を置く。

裁判官の裁判審理における原則として、民事訴訟法、刑事訴訟法ならびに他の関連する法律の中で規定されたように実施する。

6条 法律の適用範囲

この法律は裁判官、委員会、個人ならびにラオス人民民主共和国の関係機関に適用される。

7条 海外協力

裁判官の業務を開発し、その質を向上させ、正義を保証し、ラオスが加盟している条約や国際協定を実施するため、政府は、法律と司法面での協力、知識経験、ニュース情報、テクノロジー、研修などの交流、あるいは、セミナー、技術面における知識と能力の向上を通じて、研修裁判官業務における外国、地域ならびに国際的な事について国際協力を促進している。

第II編

裁判官の級、基準と試験

第1章

裁判官の級と基準

8条 裁判官の級

裁判官は以下のごとく4つの級に分類される。

1. 4級裁判官
2. 3級裁判官
3. 2級裁判官
4. 1級裁判官

9条 4級裁判官

4級裁判官とは、本裁判官法の14条の中で規定されているように、試験に合格し最高人民裁判所の申請に沿って国民議会常務委員の任命を受けた裁判官である。

10条 3級裁判官、2級裁判官と1級裁判官

3級裁判官と2級裁判官は、裁判官会議の賛成に沿って最高人民裁判所長官によって1級裁判官あるいは2級裁判官から順番に昇級合意を受けた裁判官である。

1級裁判官は、この裁判官法の14条の中で規定されているように、試験に合格した後で、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常任委員会によって任命される。

11条 裁判官の持ち合わせるべき一般的な基準

裁判官の持ち合わせるべき一般的な基準は以下の通り。

1. 年齢25歳以上で出生時からのラオス国民であること。
2. 忠誠心があり、政治思想が強固でならびに味方-敵をきちんと識別できる、組織に対する意識がある、高い規律がある、秘密を守秘できる、裁判の係争当事者ならびに他の個人の事実を捻じ曲げ真実をひっくり返すような話を信じない。
3. 道徳がある、純真で正直、正当性がある、憲法と法律を厳格に尊重し実行する、職務実施に際して、騙したり、賄賂を受け取ったりあるいは贈ったりするような職権を利用しての反社会的行為、権力の逸脱などを防止そして反対する。
4. 問題を深く、幅広く、プロセスに沿って、臆慮なしに、偏見なく見る思考がある、そして、証拠情報を明確に正しくそして状況に合わせて分析し分別する、意識があり行動が早い、新たなことを考える冒険心がある、トライする勇氣がある、責任を持つ勇氣がある、自分の欠点を改善する勇氣がある。
5. 高等ディプロマ以上の法律学に関する学歴を有する、裁判官の研修カリキュラムを終了、政治-行政についての理論の研修を受けた。
6. 故意による犯罪による刑事罰を受けたことがない。
7. コンピューターを使用することができる。
8. 何らかの外国語ができる。
9. 健康である。

12条 4級裁判官の特別基準

4 級裁判官が裁判官法の 11 条の中で規定された一般的な基準以外にクリアしていなければならない 4 級裁判官特別基準は以下のごとくである。

1. 年齢が 45 歳以上である。
2. 法律において学士号以上を持つこと。
3. 法律についての深い知識がある、裁判審理において高い知識と経験を有する。
4. 職務の遂行において役割を担い、組織と社会から信用と信頼を得ている。
5. 政治—行政理論について高等レベル以上の知識がある。
6. 4 級裁判官になる試験に合格している。

13 条 3 級裁判官の特別基準、2 級裁判官の特別基準ならびに 1 級裁判官の特別基準

この裁判官法の 11 条の中で規定されている一般的な基準以外に 3 級裁判官、2 級裁判官ならびに 1 級裁判官はクリアしなければならない以下の基準がある。

ア. 3 級裁判官の特別基準

1. 年齢が 40 歳以上である。
2. 2 級裁判官としての経験が 5 年以上ある。
3. 中等レベル以上の政治—行政理論についての知識がある。
4. 法律についての深い知識がある、裁判審理において高い知識と経験を有する。
5. 職務実施において役割を担う、組織と社会から信用と信頼を受けている。

イ. 2 級裁判官の特別基準

1. 年齢が 35 歳以上である。
2. 1 級裁判官としての経験が 7 年以上ある。
3. 政治—行政理論の講習を受けたことがある。

ウ. 1 級裁判官の特別基準

1. 年齢が 25 歳以上であること。
2. 1 級裁判官試験に合格したこと。

第 2 章 裁判官試験

14 条 裁判官試験

裁判官試験は試験委員会が実施責任者となり 2 回実施される、1 級裁判官になる試験と 4 級裁判官になる試験である。

15 条 受験資格

1 級裁判官試験の受験資格者は以下の条件を満たすこと。

1. 3 年から 5 年の間、裁判官補の任命を受けていた。
2. 裁判官補時における職務遂行の評価証明書が良いランクであること。
3. 委員長の賛成に沿って、関係する人民裁判所からの同意が必要である。

4 級裁判官試験の受験者は以下の条件を満たすこと。

1. パーク高等人民裁判所の長官あるいは副長官、パーク高等軍裁判所の副長官、高等軍裁判所長、県人民裁判所所長、首都人民裁判所所長であった、あるいは 3 級裁判官を 5 年以上務めたことがある。
2. 職務遂行の評価証明書が良いランクであること。
3. 関係する人民裁判所委員会からの推薦があること。
4. 裁判官会議の同意に沿って最高人民裁判所長官からの同意を取り付けていること。

16 条 試験委員会

試験委員会は以下のように構成されている。

ア. 1 級裁判官試験委員会は以下のメンバーで構成されている。

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 最高人民裁判所副長官 | 委員長 |
| 2. 最高人民裁判所の組織人事局長 | 副委員長 |
| 3. 最高人民裁判所の研究研修所所長 | 委員 |
| 4. 最高人民裁判所の専門・裁判統計管理局长 | 委員 |
| 5. 最高人民裁判所の検査局長 | 委員 |
| 6. 一部の裁判官会議の会員 | 委員 |

1 級裁判官試験委員会は最高人民裁判所長官から任命される。

イ. 4 級裁判官試験委員会は以下のメンバーで構成されている。

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 最高人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 国民議会の法律委員会副委員長 | 副委員長 |
| 3. 国民議会の司法委員会副委員長 | 委員 |
| 4. 司法省副大臣 | 委員 |
| 5. 内務省副大臣 | 委員 |
| 6. 一部の裁判官会議のメンバー | 委員 |

4 級裁判官試験委員会は国民議会常務委員会から任命される。

17 条 試験委員会の権限と職務

試験委員会の権限と職務は以下の通りである。

1. 研究、検討し受験者を選抜する。

裁判官法

2. 試験内容の研究ならびに試験問題の出題。
3. 試験の実施、答案を見て採点する。
4. 報告と試験の結果発表をする。
5. 最高人民裁判所長官と国民議会常務委員会からの委任に沿って権限を行使し他の職務を遂行する。

第III編

任命、権限と職務、昇進、解職、異動と 常勤している職場からの異動

第1章

任命、権限と職務、昇進と解職

18条 裁判官の任命

裁判官は最高人民裁判所長官の提案に沿って国民議会常務委員会により任命される。

1級裁判官は一度だけ任命される。2級裁判官と3級裁判官は規則に沿って昇進する。

4級裁判官になる試験に合格した者は、最高人民裁判所長官の提案に沿って国民議会常務委員会により任命される。

プロセス、裁判官任命申請書類の取り揃え、発表式と裁判官任命決議委員会は、最高人民裁判所長官の許可事項の中で定められたように実施される。

19条 裁判官の権限と職務

裁判官は以下のような権限と職務を有する。

1. 自分が責任を持つ事件の研究計画を定める。
2. 事件に関する証拠情報の収集をする。
3. 委譲を受けた事件に関する事件ファイルを研究する。
4. 裁判所書記官が係争当事者にあるいは裁判に参加している他の者に召喚状を出し、出廷させ事件について供述と説明させることを許可する。
5. 事件審理において係争当事者と裁判に参加している他の個人の供述を聞く。
6. 事件当事者と顔を合わせ調停また和解をおこなう。
7. 事件審査の延期あるいは一時停止の決定を出す。
8. 何らかの命令³、処分⁴を出すあるいは強制措置⁵の執行。
9. 合議体の一員として法廷に列席する。

10. 自分が責任を持っている事件の第一審判決文、上級審判決文を書く。

11. 自分の責任範囲において命令、処分、第一審判決、上級審判決ならびに他の法令に署名する。

12. 裁判官の業務に関する研修、ステップアップの講習を受ける。

13. 自身の業務を遂行することによって生じる脅迫、身体、健康、生命ならびに尊厳に対する破壊行為に対して法律に沿って保護される。

14. 各級の人民裁判所の何らかの管理職に就く任命を受ける。

15. 市民の正当な利益を保護する。

16. 人民裁判所法と関係する他の法律の中での規定に沿って権利を使い他の職務を遂行する。

20条 昇進

裁判官会議の賛成に沿って、最高人民裁判所長官によって1級裁判官は昇進して2級裁判官になる、そして2級裁判官は昇進して3級裁判官になる。

21条 裁判官の解職

最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって裁判官は解職される。

第2章

異動と常勤している職場からの異動

22条 裁判官の異動

裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって、新たな職務に就くために同じセクションの中で、あるいは他の部署に異動させられる。

元の職務に異動で戻される場合はこの裁判官法の37条の中で規定されているように実施すること。

23条 裁判官の常勤している職場からの内部異動

裁判官は最高人民裁判所長官によって人民裁判所制度の中で現職異動をさせられる。

³ カムサン

⁴ カム・シーカート

⁵ マタガン

第IV編
職業倫理、行動倫理と研修

第1章

職業倫理、行動倫理と裁判官の責任

24条 裁判官の職業倫理

裁判官の職業倫理は以下のように構成される。

1. 自分自身に対する倫理
2. 職業に対する倫理
3. 組織に対する倫理
4. 住民と社会に対する倫理

裁判官の各倫理の詳しい内容については公務員法の中で規定されているよう役員⁶-公務員⁷の職業倫理と同じように実行すること。

25条 裁判官の正しい行動倫理

裁判官は係争当事者に対して公正でなければならない、裁判官は、純粹正直に、公平性を持ち、法律に沿って正しく、事件で本当に起きたことに沿って職務を遂行しなければならない、ならびに厳格に、周到に、完全に、プロセス通りに法律に沿って職務を遂行しなければならない、司法機関の矜持を固持し、愛と怒りから生じる依怙鼻息、欲望、勘違いならびに恐怖という4つの不公正を避ける。それと同時に裁判官は良き行動をとり我慢強くなければならない。

26条 裁判の審理と判決の検討における裁判官の責任

裁判審理と判決の検討における裁判官の責任は以下のごとくである。

1. 法律と実際に起きた事実に従って正しく裁判判決の検討について責任を持つ。
2. 政府、社会、訴訟当事者の権利と利益を保証するために法的措置をとる。
3. 故意に不法な自分が出した命令、処分、第一審判決、上級審判決に対して責任を持つ。
4. 法律の中で定められたように他の責任もある。

⁶ ラオス語はバナックガーン。バナックガーンは一般的「職員」の意味も持つが、公務員法では、公務員の中で上級指導的役職についている公務員をバナックガーンと呼んでおり、一般公務員ラタゴーンと

第2章
裁判官研修

27条 研修

研修には以下のように3つの種類がある。

1. 基本研修
2. 通常研修
3. 臨時研修

28条 基本研修

新しく任官された1級裁判官は規律と自身が遂行する業務に関する基本研修を受講しなければならない、特に訴訟事件書類の研究プロセス、証拠集め、証拠の信憑性を慎重に評価する、裁判判決をするため裁判官席に着くための準備、質問、尋問のプロセスならびに法廷における裁判実施コントロール、密室での意見の供述、判決文の書き方ならびに法廷での判決の言い渡しなどである。

この研修は政治—行政理論の講習と同時に実施されなければならない。

29条 通常研修

裁判官は法令、新しく作られた法律あるいは法律の改正、ラオス人民民主共和国が加盟している条約ならびに国際協定に関する研修を受けなければならない。

通常研修は規定された計画とカリキュラムに沿って最高人民裁判所研究研修所あるいは各地の地方人民裁判所で実施される。

30条 臨時研修

臨時研修は、必要な裁判官の特殊分野の質の向上のため、実施される。

第V編
月給と手当金

31条 月給と職務等級手当

裁判官の月給は公務員法に沿って実施される。

裁判官の職務等級手当金は政府の規則に沿って実施される。

言葉を分けている。

⁷ ラタゴーン。一般公務員。

裁判官法

軍裁判所裁判官の職務等級職手当金は国防国防省の規則に沿って実施される。

32条 裁判官の専門手当

人民裁判所の裁判官は政府の許可によって専門手当を受け取る、これは最高裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって承認される。

第VI編 禁止事項

33条 裁判官の禁止事項

裁判官は以下の行動を禁止される。

1. 自分、友人配偶者、仲間あるいは親戚に利益をもたらすために職務を乱用する。
2. 恐喝強制、範囲を超えた権利、職務の遂行あるいは裁判実施規則を違反する。
3. 依怙臆戻あるいはどっちつかずの態度で正義のない第一審判決あるいは上級審判決を出す。
4. 利益を得るために裁判書類一式を取り押さえ、書類をわざと出さないで遅らせる。
5. 第一審判決あるいは上級審判決前に秘密を漏らす。
6. 賄賂の督促をする、要求する、渡すあるいは受け取る。
7. 利益を得るために法律顧問になる、係争当事者と交渉する。
8. 裁判事件書類一式の中にある書類、証拠を見せない、隠す。
9. 裁判判決の検討を誤らせるような仲間を作り、ネットワークを構築し、検討を誤らせるような行為を行う。
10. 公務時間に賭博、社会に悪疫なことをする、飲酒する。
11. 職業倫理、行動倫理に触れる他の行為ならびに違法行為。

34条 委員会の禁止事項

委員会が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 依怙臆戻、どっちつかず、事実を捻じ曲げる、利益の要求あるいは賄賂の請求。
2. 裁判審理あるいは判決検討に対する介入、干渉、妨害。
3. 裁判官に対する恐喝、身体的に危害を加えること。
4. 裁判官が公正な判決を出せないような行為をする。
5. 裁判官を侮辱、誹謗中傷する。
6. 違法である他の行為。

35条 個人、法人あるいは他の組織の禁止事項

個人、法人あるいは他の組織が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 裁判審理あるいは判決検討に対する介入、干渉ならびに妨害。
2. 裁判官に対する恐喝、身体への危害を加えること。
3. 裁判官が公正な判決を出せないような行為をする。
4. 裁判官に対する侮辱、罵詈雑言、噂、誹謗中傷をする。
5. 事件に関する証拠を見せない、隠す、隠滅あるいは犯罪者の隠匿。
6. 国会常務委員会の決議なくして人民裁判所の裁判官を異動させる。
7. 法律違反である他の行為。

第VII編

裁判官の管理と保護

第1章

裁判官の管理

36条 裁判官の管理

4級裁判官は国会常任委員会によって管理される。

3級裁判官、2級裁判官ならびに1級裁判官は、最高人民裁判所ならびに県人民会議常務委員会あるいは国防省によって管理される。

裁判官管理は別の規則の中で規定されている。

37条 裁判官の再任

他のセクションに異動させられた裁判官が人民裁判所に常任として再び戻って来る場合、試験を受けることなく裁判官会議の賛成によって、最高人民裁判所長官の提言を基本として国民議会常務委員会の許可に沿って再任裁判官として承認される。

再任裁判官については別の規則の中で規定されている。

当該者の級と給料のランクは、この裁判官法の31条と32条の中で規定されているように実施する。

第2章

裁判官の保護

38条 裁判官の保護

人民裁判所の裁判官は法律に沿って復讐、生命に対する脅迫、健康、自由、名誉と名声、自身の財産あるいは家族の財産を保護される。

裁判官はそれぞれのケースに沿って国民議会常務委員会または県人民会議常務委員会からの賛成がなければ刑事裁判にかけられない、あるいは逮捕、拘束、拘留されない。

裁判官の現行犯あるいは緊急での逮捕、拘束、拘留の場合、関係する係官は、当該者の関係する人民裁判所長官に報告しなければならない。これは早急に県人民会議常務委員会あるいは国民議会常務委員会に連絡し今後の裁判について意見を求めるためであり、最高人民裁判所常勤の裁判官の逮捕、拘束、拘留は、最高人民裁判所長官ならびに国民議会常務委員会に報告しなければならない。

軍裁判所の裁判官の逮捕、拘束、拘留については、関係する係官は当該の軍裁判所長官に報告する、当該の軍裁判所長官は国防省大臣ならびに関係する上層部に報告しなければならない。

39 条 裁判官に対する裁判

この裁判官法の 38 条に沿って実施する以外に、裁判官を裁判にかける場合は、関係する係官は刑事訴訟法ならびに関係する他の法律に沿って実施すること。

法的措置を進めていくにあたって、関係する人民裁判所長官の同意に沿って裁判を受ける裁判官の職務遂行は一時的に中断される、当該者に対する職務遂行一時停止は署名された日を以て有効とされる。

40 条 裁判官の職務実施の復活

裁判所が裁判官について訴追から外れたと判断した時、一時的に裁判官の職務遂行を停止されていた裁判官は、この裁判官法 39 条の中で規定されたように復活することができる。

第 VIII 編

モニタリング調査と評価

第 1 章

裁判官のモニタリング調査

41 条 裁判官へのモニタリング調査

裁判官へのモニタリング調査とは、最高人民裁判所のモニタリング調査委員会、地方人民裁判所のモニタリング調査委員会、国民議会委員会あるいは県人民常任委員会、建国戦線機関ならびに大衆機関によって裁判官の技術面での業務遂行活動ならびにその行為をモニタリング調査することである。

42 条 調査委員会

調査委員会は最高人民裁判所長官によって任命される、この委員会は最高人民裁判所のモニタリング調査委員会ならびに各地の地方人民裁判所によって構成されている。

ア. 最高人民裁判所のモニタリング委員会は以下のように構成されている。

1. 最高人民裁判所副長官 議長
2. 組織人事局長 副議長
3. 検査局長 委員
4. 最高人民裁判所の専門・裁判統計管理局長 委員
5. 一部の裁判官会議代表者 委員
6. 大衆機関の代表者 委員

イ. 地方人民裁判所のモニタリング委員会は以下のように構成される。

1. 関係する人民裁判所長官 委員長
2. 関係する人民裁判所実施検査セクション長 副委員長
3. 関係する一部の人民裁判所指導委員会の代表者 委員
4. 関係する人民裁判所大衆組織の代表者 委員

43 条 モニタリング調査委員会の権利と職務

モニタリング調査委員会の権利と職務は以下ようになる。

1. 裁判官の職務遂行ならびに行為のモニタリング調査に関する研究を行って規則を出す。
2. 裁判官の職務実施ならびにその行為に対してモニタリング調査の実施者となる。
3. ささまざまな面における裁判官の裁判進行ならびに行為の能力を評価する。
4. キャリア・アップ講習を受けなければならない裁判官名簿をまとめ最高人民裁判所研究研修所に送る。
5. 最高人民裁判所から委譲されたように権利を使い他の職務を遂行する。

最低でも一年に一度は裁判官のモニタリング調査を行うこと。

44 条 モニタリング調査の手法

モニタリング調査には以下 3 つの方法がある。

1. 通常モニタリング調査、これは規定された計画に沿って行われるモニタリング調査である。
2. 事前通告によって行われるモニタリング調査、これは計画外調査である、必要性が見いだされた時に行われる、調査を受ける裁判官に事前に通知されなければならない。

裁判官法

3. 急に行われる調査で緊急調査である、調査を受ける裁判官への事前通知はない。

第2章

裁判官の業績評価

45条 裁判官の業績評価

裁判官の業績評価とは、裁判官の職務実施ならびに行為に関して評価するものであり、賞賛と処罰の両方があり業績評価委員会により実施される。

46条 業績評価委員会

業績評価委員会は最高人民裁判所長官により任命される、最高人民裁判所の業績評価委員会ならびに各地の地方裁判所の業績評価委員会より構成されている。

ア. 最高人民裁判所の業績評価委員会は以下のように構成される。

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 最高人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 組織人事局長 | 副議長 |
| 3. 検査局長 | 委員 |
| 4. 専門-裁判統計管理局長 | 委員 |
| 5. 一部の裁判官会議代表者 | 委員 |
| 6. 関係する裁判委員会の委員長 | 委員 |
| 7. 大衆機関の代表者 | 委員 |

イ. 各地の地方人民裁判所の業績評価委員会は以下のように構成される。

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. 関係する人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 関係する人民裁判所実施検査セクション長 | 副委員長 |
| 3. 関係する一部の人民裁判所指導委員会の代表者 | 委員 |
| 4. 関係する人民裁判所大衆組織の代表者 | 委員 |
| 5. 関係する県あるいは郡組織委員会 | 委員 |
| 6. 関係する県あるいは郡検査委員会 | 委員 |
| 7. 関係する人民裁判所の大衆組織代表者 | 委員 |

47条 業績評価委員会の権利と職務

業績評価委員会は以下の権利と職務を有する。

1. 業績評価、賞賛と処罰に関する規則の研究と作成。

2. 業績評価を実施し、賞賛のために功労者ならびに規律処分の為に違反者を検査する。
3. 各ケースに沿って関係する人民裁判所長官に提言して検討してもらうため、業績功労者と違反者名を名簿にリストアップして報告する。
4. 最高人民裁判所長官からの委譲に沿って権利を使い他の職務を遂行する。

48条 業績評価の実施

業績ならびに賞賛についての評価は少なくとも年に一度は実施する。

裁判官の処罰については、公務員法の中で規定されているように職員-公務員の処罰と同様に実施する。

第IX編

年金の受給ならびに裁判官任期の終了

49条 年金の受給

裁判官の年金受給は公務員法の中で規定されているように実施される。

人民裁判所の裁判官は自身の職務遂行を継続することができる、しかし年齢が65歳以上になってはならない、継続には以下の条件が必要となる。

1. 組織が必要としていること。
2. 本人の自発による。
3. 健康である。

50条 裁判官の退官

以下に述べる場合裁判官は裁判官を退官したとみなされる。

1. 定年退職した。
2. 国籍を失った。
3. 業務を放棄した。
4. 解職あるいは減首された。
5. 労働する力を失った。
6. 年金を受領した。
7. 死亡した。

第X編

裁判官の制服、徽章ならびに裁判官証

51 条 裁判官の制服

裁判官の制服には人民裁判所法の中で規定されているように法服と裁判所の正式な制服がある。

52 条 徽章ならびに裁判官証

人民裁判所法の中で規定されているように、裁判官の徽章には、肩章、詰襟に就ける徽章、名札ならびに裁判所バッジがある。公式職務遂行時においては、裁判官は自身の裁判官証を携帯する。。

第 XI 編

功績をあげたものに対するインセンティブと

違反者に対する措置

53 条 功績をあげた者に対する褒賞

この裁判官法を厳格に実施し、第一審判決ならびに控訴審判決を正しく正義をもって行い、ならびに懸命に人民裁判制度を効率的に、透明に近代的に発展させた裁判官は、規定に沿って賞賛、称揚ならびに褒賞を受ける。

54 条 違反者に対する措置

意図的に、この裁判官法、他の関係する法律や規定に違反した者は、自分が起こした損害の弁償と同時に、違反の軽重に沿って教育研修、訓告、懲戒処分、罰金、訴追され罪を科される。

第 XII 編

最終規定

55 条 施行組織

この裁判官法の施行機関は、政府、国民議会常務委員会、県人民会議常務委員会ならびに最高人民裁判所である。

56 条 有効

この裁判官法はラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令の公布を出し、そして官報に記載されて 15 日をもって有効とみなす。

この法律に抵触する制限項目、規定条項はすべて破棄される。

国民議会議長

ラオス人民民主共和国

パニニー ヤートオートゥー